



北労発安第240352号

平成24年6月28日

各経済団体・業界団体の長 殿

厚生労働省北海道労働局長

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の改正に伴う障害者雇用率
の引上げ等について（周知依頼）

障害者の雇用の促進につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨今の障害者雇用につきましては、各企業をはじめとする障害者を取り巻く関係者の御尽力により、年々障害者の雇用者数が増加するなど一層進展しております。

今般、このような障害者の雇用に関する状況等の変化に鑑み、民間企業の障害者雇用率を2.0%とすることなどを内容とする、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号。以下「政令」という。）等の改正を行いました。改正後の政令等は、平成25年4月1日から施行することとしています。

つきましては、貴会におかれましては、今般の政令等の改正に伴う障害者雇用率の引上げ等について、下記の内容を御了知いただくとともに、貴会の機関誌等に当該内容を掲載いただくなど、貴会員に対する当該内容の周知について、特段の御配慮と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- (1) 障害者雇用率を現行1.8%から2.0%とすること。
- (2) 障害者の雇用状況の報告義務の対象となる民間企業の範囲を、その雇用する労働者の数が常時56人以上から50人以上の民間企業とすること。
- (3) (1)及び(2)は、平成25年4月1日から施行するものとする。

なお、これに伴い、厚生労働省では、リーフレット（別添）の厚生労働省ホームページへの掲載、ハローワーク等の窓口での配布などにより周知を図ることとしています。